

令和 8 年度メディアマーケティング次年度計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、(公財) するが企画観光局（以下、当財団という）が発注する「令和 8 年度メディアマーケティング次年度計画策定業務」の受託者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和 8 年度メディアマーケティング次年度計画策定業務
- (2) 業務内容 仕様書（別紙 1）のとおり
- (3) 委託期間 令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 提案限度額 300, 000 円 （消費税、地方消費税を含む）
- (5) 支払方法 業務完了後の一括払い
- (6) 次年度業務について

本業務で策定する計画に基づき、令和 9 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までのメディアマーケティング業務を、随意契約により、本業務の受託者に委託することを想定しています。委託料は 450 万円（消費税、地方消費税を含む）以内を予定しています。

ただし、予算の減額又は否決等により、次年度業務を実施しない場合や委託料が変更となる場合があります。また、本業務で策定された計画がプロポーザル時の提案内容と著しく異なる場合、又は本業務の履行状況が良好ではない場合は、随意契約による委託を行わない場合があります。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積徴取日までの間、次に掲げる条件を満たす者である必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 暴力団員等（静岡県暴力団排除条例（平成 25 年静岡県条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始	令和8年10月22日（木）	
質問受付	令和8年11月4日（水）17時まで	当財団宛に電子メールにて送付してください。
質問に対する回答	令和8年11月11日（水）17時まで	ホームページ「静岡市観光ナビ」で公開します。
企画提案書提出（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）	令和8年11月25日（水）正午まで	当財団宛に電子メールにて送付してください。
書類選考（1次選考）	令和8年11月26日（木）から 令和8年12月4日（金）まで	書類選考により3者程度を選定します。
書類選考（1次選考）審査結果通知	令和8年12月4日（金）	書類選考（1次選考）の参加者全てに電子メールにて通知します。
プレゼンテーション（2次選考）	令和8年12月16日（水）	実施時間等の詳細は書類審査通過者に通知します。
プレゼンテーション（2次選考）審査結果通知	令和8年12月17日（木）以降	プレゼンテーション（2次選考）の参加者全てに電子メールにて通知します。
契約締結	令和8年12月23日（水）予定	

5 質問書の提出及び回答

質問事項があれば、質問書（様式5）を作成し、令和8年11月4日（水）17時までに、下記担当者宛てに電子メールにて送付してください。質問書の提出があった場合は、令和8年11月11日（水）17時までにホームページ上に公開します。なお質問及び回答の内容は本要領及び仕様書の追補とします。

6 提出書類等

- （1） プロポーザル参加申請書【様式1】（1部）
- （2） 会社概要書【様式2】（1部）
- （3） 実績報告書【様式3】（1部）
- （4） 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】（1部）
- （5） 企画提案書（「詳しくは、7 企画提案書」に記載のとおり）（1部）
- （6） 実施体制調書（任意様式）（1部）

(7) 見積書(「詳しくは、8 見積書」に記載のとおり)

- ① 今年度参考見積書(1部)
- ② 次年度参考見積書(1部)
- ③ 次年度参考見積書(任意提出書類、450万円超の提案分)(1部)

7 企画提案書

(1) 当財団が仕様書で求める内容に対して効果的な解決策を具体的かつ簡潔に示し、評価基準と提案内容の関係が明確に判断できるよう記載してください。

なお、企画提案書には以下の内容を記載してください。

- ① 令和8年度(令和9年1月～3月)の業務の進め方及びスケジュール
 - ② 令和9年度のメディアマーケティング業務における具体的な企画内容、実施時期、活用する媒体・手法及び期待される効果等(委託料450万円を予定)
 - ③ 上記に加え、委託料450万円を超える企画を提案する場合は、その具体的な企画内容、実施時期、活用する媒体・手法及び期待される効果等(任意)
- (2) 提出期限を超えた提出書類の差し替え、修正、追加等は認めません。ただし、当財団から要請のあったものについてはこの限りではありません。
- (3) 提出期限までに提出先に到達しなかった企画書は、いかなる理由をもっても受理しません。
- (4) 提出された企画提案書は返却しません。
- (5) 契約を締結した事業者の企画提案書の知的所有権は委託者に帰属するものとします。
- (6) 書式等は次のとおりとします。
- ① 用紙サイズはA4判を基本とし、縦横どちらでも構いません。
 - ② 企画提案書はPDF形式で電子メールに添付して提出してください。なお、URLを掲載する場合は、印刷した提案書からもアクセスできるよう、URLの文字列だけでなく、QRコードを画像として掲載してください。
 - ③ 提案書のページ数の制限はありませんが、概ね15分程度で説明できる内容としてください。

8 見積書

(1) 見積書は全て税込金額が分かるように作成してください。

(2) 提出いただく見積書の種類は、次のとおりです。

①今年度参考見積書

- ・見積額は、30万円(消費税、地方消費税を含む)以内としてください。
- ・計画策定業務に係る工程ごとの内訳を記載し、可能な限り各工程に要する人工等を示すなど、積算の根拠を明示してください。

②次年度参考見積書

- ・見積額は、450万円(消費税、地方消費税を含む)以内としてください。
- ・見積対象期間は、令和9年4月1日から12月31日までとしてください。
- ・次年度のメディアマーケティング業務の実施に係る工程ごとの内訳を記載し、可能な限り各工程に要する人工等を示すなど、積算の根拠を明示してください。

③次年度参考見積書（任意提出書類、450 万円超の提案分）

- ・「7 企画提案書（1）③」の450 万円（消費税、地方消費税を含む）を超え
る企画を提案する場合は、その提案全体に対する見積書を提出してください。
- ・見積対象期間及び積算根拠の記載については、②に準じてください。

9 書類選考（1次選考）

（1）実施方法等

- ① 提出された企画提案書等の書類について、当財団にて評価し、3者程度を選定します。
- ② 企画提案審査基準（別紙2）に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査します。

（2）書類選考結果の通知

全ての参加者に電子メールにより選考結果を通知します。

10 プレゼンテーション（2次選考）

（1）実施場所

公益財団法人するが企画観光局 オフィス
静岡市葵区日出町1番地の2 TOKAI 日出町ビル9階

（2）実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
 - ア 準備：5分
 - イ 説明：15分
 - ウ 質疑応答：10分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行ってください。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。
- ⑤ プロジェクタ、スクリーン等は当財団が用意します。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。

（3）評価者

当財団が指名した者を審査員とする選考会にて評価を行います。

（4）企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙2）に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数が最も高い者を本業務の受託候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

（5）候補者の選定

合計点数が最も高い者（同点の場合は、選考会の多数決により選考）を受託候補者とし、契約に関する協議を行います。ただし、その者と契約が合意に至らない場合には、次に合計点数が高い者から順に協議を行います。

- (6) 要求水準を満たさない場合
審査員の合計点数が総合得点満点の6割を下回った場合は、その企画提案を採用せず、受託候補者及び次順位者として選定しません。
- (7) プレゼンテーション結果の通知
全ての参加者に電子メールにより選考結果を通知します。

11 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) この実施要領に違反した場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) 正当な理由なくプレゼンテーション等に応じなかった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合。

12 契約手続き等

当財団と受託候補者により契約に関する協議を行い、契約を締結します。なお、受託候補者との協議が整わない場合、当財団は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行うこととします。

- (1) 契約締結の協議が整った後、契約を締結するものとします。
- (2) 企画提案書等に記載され、審査で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映させることとします。ただし、本業務目的達成のため、必要な範囲で個別の協議により契約締結段階において、項目の追加、変更及び削除を行うことがあります。したがって、委託候補者の決定をもって、企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。

13 留意事項

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出期限を超えた関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (5) 提出書類は受託候補者選定の目的以外に使用しません。
- (6) 提出書類の受理後に、参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は、提案等の審査は一切実施しません。
- (7) 当財団が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。
- (8) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (9) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は協議により定めることとします。

14 問合せ先

〒420-0837

静岡市葵区日出町1番地の2 TOKAI 日出町ビル9階

公益財団法人するが企画観光局

事業部 地域振興グループ 担当者：松下 皓子

電話：054-251-5880

メール：matsushita@suruga-mtb.or.jp